

平成 25 年度第 4 回仁淀川町農業委員会定例総会会議録

1. 平成 25 年度第 4 回仁淀川町農業委員会定例総会を平成 25 年 1 月 27 日仁淀川町長者出張所 2 階集会室に召集する。

委員定数 21 名

現委員 21 名

2. 出席委員 19 名

(事務局) 8 名

欠席委員 2 名

3. 議案

議案第 13 号…農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について (8 件)

議案第 14 号…非農地証明願の審議について (2 件)

その他

開会 午後 2 時 00 分

事務局長 (●●) 平成 25 年度第 4 回農業委員会定例総会の開会宣言

本日の出席数は 19 名、在任委員は 21 名で過半数に達しており会は成立

会長 挨拶

本日の署名委員 (●●委員 ●●委員) を指名し、議案の審議に入る。

議案第 13 号

(農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について)

(1) 権利取得者が町内

○受付第 16 号 (所有権移転)

[事務局 ●●説明]

譲渡人は、仁淀川町●●●番地の●●●●さん、●●歳、●●

譲受人は、仁淀川町●●●番地の●●●●さん、●●歳、●●農業

土地の所在は、●●●●番 面積 150 m²

地目は、台帳・現況共に 畑となっています。

譲渡理由は、売買となっています。

〔地区担当農業委員 ●●●●委員〕

11月21日に譲受人の●●●●さん、事務局立会のもと、現地確認を行う。

1. 権利を取得する●●●●さんは、町内在住であることを確認。
2. 現地は、農地であることを確認。
3. 権利を取得する●●●●さんは、取得後3年間以上耕作をすることを確認。
4. 権利を取得する●●●●さんは、150日以上農作業に従事することを確認。
5. 権利を取得する●●●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
6. 権利を取得する●●●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第17号（所有権移転）

〔議長〕

この案件は、農業委員会等に関する法律第24条の議事参考の制限に該当する自己の案件となりますので、●●●●委員は議事参与できないことを告げる。

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、埼玉県●●●●番●●●●号の●●●●さん、●●歳、●●

譲受人は、仁淀川町●●●●番地の●●●●さん、●●歳、●●農業

土地の所在は、●●●●番 面積 221 m²

地目は、台帳・現況共に畑となっています。

譲渡理由は贈与となっています。

〔地区担当農業委員 ●●●●委員〕

11月19日に譲受人の●●●●さん、事務局の立会のもと現地確認を行いました。

1. 権利を取得する●●●●さんは、町内在住であることを確認。
2. 現地は、農地であることを確認。
3. 権利を取得する●●●●さんは、前農業委員会会長であるように、取得後3年間以上耕作をすることは間違いありません。
4. 権利を取得する●●●●さんは、前農業委員会会長であるように、農作業に150日以上従事することは間違いありません。
5. 権利を取得する●●●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。

6. 権利を取得する●●●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第18（使用貸借）及び受付第19（賃借権）及び受付20（賃借権）

〔議長〕

譲受人が同一であるので、受付18から受付20までを合わせて説明するよう指示。

〔事務局 ●●説明〕

まず受付18について

貸人は、仁淀川町●●●●番地の●●●●さん、●●歳、●●

借人は、仁淀川町●●●●番地の●●●●さん、●●歳、●●農業

土地の所在は、まずは●●●●番 面積1618㎡ 台帳・現況ともに畑

続いて、●●●●番 面積821㎡

同所同字 ●●●●番 面積628㎡

同所同字 ●●●●番 面積628㎡

以上3筆については、台帳が学校用地 現況は畑となっております。台帳の地目が学校用地となっておりますが、農業委員会では現況主義となっております、今回の申請となっております。

以上4筆 合計面積3,695㎡

譲渡理由は使用貸借による10年間の設定となっております。

次に受付19について

貸人は仁淀川町●●●●番地の●●●●さん、●●歳、●●。

借人は同じ。

土地の所在は、●●●●番 台帳は山林、現況は畑 面積2,546㎡

譲渡理由は、賃借権による10年間の設定となっております。

最後に受付20について

貸人は仁淀川町●●●●番地の●●●●さん、●●歳、●●

いの町●●●●の●●●●さん、●●歳、●●

高知市●●●●の●●●●さん、●●歳、●●

仁淀川町●●●●の●●●●さん、●●歳、●●

以上4名。

借人は同じです。

土地の所在は、●●●●番 面積1,014㎡

●●●●番 面積1,827㎡

●●●●番 面積1,000㎡

以上3筆ともに台帳は学校用地、現況は畑となっております。

合計面積 3,841 m²

譲渡理由は貸借権による 10 年間の設定になっています。

[議長]

農地が分かれており 2 人の委員さんが対象となっているため、大渡の土地、津江の土地の順番で報告するよう、指示。

大渡について

[地区担当農業委員 ●●●●委員]

11 月 25 日に、借人の●●●●さん、立会のもと現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●●●さんは、町内在住であることを確認。
3. 権利を取得する●●●●さんは、取得後 3 年間以上耕作をすることを確認。
4. 権利を取得する●●●●さんは、農作業に 150 日以上従事することを確認。
5. 権利を取得する●●●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
6. 権利を取得する●●●●さんは、取得後において、農地の合計面積が 10 アールに達していることを確認。

以上により、問題ないと思います。

続いて津江の土地について。

[地区担当農業委員 ●●●●委員]

●●委員欠席の為、代わりに事務局で説明。

11 月 19 日に借人の●●●●さんと、●●委員と事務局で現地確認を行う。現地は 2 筆とも農地であることを確認しました。その他は、先ほど●●委員が述べられた通りです。

まず受付 18 について、採決をとり 全員賛成により許可と決定する。

次に受付 19 について、採決をとり 全員賛成により許可と決定する。

次に受付 20 について、採決をとり 全員賛成により許可と決定する。

(2) 権利取得者が町外

○受付第 4 号 (所有権移転)

[事務局 ●●説明]

譲渡人は、高知市●●●●番地の●●●●さん、●●歳、農業

譲受人は、高知市●●●●番地の●●●●さん、●●歳、●●●●兼農業

土地の所在は、5 筆あり、●●●●番 面積 2,039 m²

同所同字●●番 面積 523 m²
同所字●●●番 面積 349 m²
同所字●●●番 面積 370 m²
同所字●●●番 面積 1,946 m²
合計 5,227 m²

以上 5 筆は台帳・現況ともに畑となっております。

譲渡理由は、贈与です。

[地区担当農業委員 ●●●●委員]

11 月 21 日事務局立会のもと現地確認を行い、後日 11 月 22 日に譲受人の●●●●さんに電話で確認しました。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●●●さんは、取得後 3 年間以上耕作をすることを確認。
3. 権利を取得する●●●●さんは、半年は仁淀川町に住み、150 日以上農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●●●さんは、取得後において農地の合計面積が 10 アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第 5 号(所有権移転)及び受付第 6 号(所有権移転)

[議長]

譲受人が同一であるので、受付 5 と受付 6 を合わせて説明するよう指示。

[事務局●●説明]

まず受付 5 について

譲渡人は愛媛県伊予郡●●●●番地の●●●●さん、●●歳、農業
譲受人は愛媛県伊予郡●●●●番地の●●●●さん、●●歳、農業
土地の所在は、5 筆あり、●●●●番 台帳・現況ともに畑 面積 189 m²
●●●●番 台帳・現況ともに畑 面積 77 m²
同所同字●●●●番 台帳・現況ともに田 面積 191 m²
同所字●●●●番 台帳・現況ともに畑 面積 1,362 m²
同所字●●●●番 台帳・現況ともに畑 面積 15 m²
合計 1,834 m²

以上 5 筆は台帳・現況ともに畑となっております。

譲渡理由は、贈与となっています。

次に、受付 6 について

譲渡人は、仁淀川町●●●●番地の●●●●さん、●●歳、●●
譲受人は同じ。

土地の所在は、●●●●番 台帳・現況ともに畑 面積 966 m²

譲渡理由は、贈与になっています。

[地区担当農業委員 ●●●●委員]

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●●●さんは、取得後3年間以上耕作をすることを確認。
3. 権利を取得する●●●●さんは、150日以上農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、所有権移転は問題ないと思います。

まず受付5について、採決をとり 全員賛成により許可と決定する。

次に受付6について、採決をとり 全員賛成により許可と決定する。

議案第14号

(非農地証明願の審議について)

○受付第4号

[事務局 ●●説明]

申請人は、高知市●●●●番●●●●号の●●●●さん

土地の所在は、●●●●番 面積 362 m²

同所同字●●番 面積 860 m²

同所字●●●●番 面積 176 m²

同所同字●●●●番 面積 1,207 m²

同所同字●●番 面積 195 m²

合計 2,800 m²

5筆とも台帳は田、現況は雑種地となっています。

転用された時期は平成5年

転用理由及び現在の状況について

いずれも、平成5年頃残土処理や資材置場として利用し現在に至る。

現地の状況は二枚めくったページの写真のとおりです。

[地区担当農業委員 ●●●●委員]

11月20日に事務局と現地確認を行いました。20年前から残土処理や、資材置き場となっており、申請人は高知市在住で、今後帰ってきてまで農地として利用する見込みはなく、農地へ

の復旧は困難と認めます。

この件については、全員賛成により非農地と承認する。

○受付第5号

委員の指摘により、次のとおり訂正する。

- ・申請人の住所「●●●●番●」を「●●●●番地」に改める。
- ・地目の台帳「ㄥ」を「畑」に、地目の現況「ㄥ」を「山林」に改める。

[事務局 ●●説明]

申請人は、仁淀川町●●●●番地の●●●●さん、

土地の所在は●●●●番 面積 429 m²

同所同字●●番 面積 253 m²

どちらも台帳は畑、現況は山林となっております。

転用された時期は平成3年

転用理由及び現在の状況について

平成3年に、労働力不足のため耕作放棄地となり、現在は山林となっている。

現地の状況は一番最後のページの写真のとおりです。

[地区担当農業委員 ●●●●委員]

11月21日に現地確認しました。現地は20年以上放置されており、写真のとおりクヌギとなっているため、農地への復旧は困難であることを認めます。

【質疑】

[●●●●委員]

クヌギ林は、山林とみなしてよいのか。農地ではないのか。

[事務局●●]

クヌギを椎茸の原木として栽培している場合、その土地を肥培管理をしていれば農地とみなすことができるが、今回のように耕作放棄し自然に生えたクヌギは、山林とみなされます。また、非農地の基準として20年を経過したものが対象となります。

この件については、全員賛成により非農地と承認する。

その他

- ・農地の利用状況調査のお礼と、未提出の方への提出依頼。
- ・農業委員会委員選挙人名簿の登載申請の回覧について
12月5日の回覧でお回しする申請書用紙に、農業委員候補者は必ず記入するようお願いする。
- ・農業委員の県外研修について
3年に1度県外研修に行っているが、研修したい場所について協議する。

委員より、佐賀県の千枚田と佐賀県嬉野市の茶の研修の2案が出される。時間等があるので、事務局で協議の上、決定することになる。また、時期については、10月初旬から中旬にかけてと決定する。

質疑

〔●●●●委員〕

農地の有効利用に関する意向調査アンケートは、どの範囲までやるのか、また全体への周知はどうなっているか。

〔事務局 ●●〕

担当地区の農業委員にお願いしたもので、担当委員が農地の利用状況調査を行っているときに、集落の中心地や便利のいい場所等にある耕作放棄地がある場合にアンケートをとってもらいたい主旨で依頼したものです。以前、●●委員より問い合わせがあった時に、選挙人名簿登載の回覧の折に合わせて、このアンケートを各戸に回すよう検討しているとお答えしましたが、実は、来年度に向けて基盤強化法が改正され、中間管理機構が高知県農業公社にかわって農地の集積等を一括で行うようになります。そのためアンケートの内容が変わる可能性があるため、詳細がつかめてから改めて実施したいと考えています。今まで集まったアンケートは、人・農地プランの計画等に利用させていただきます。

〔会 長〕 以上で平成25年度第4回農業委員会を閉会する。
引き続き、現地研修が行われますので、移動をお願いします。

閉会 午後2時40分

上記の会議の次第は、事務局職員●●●●が記録したもので、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

署名委員

署名委員